

○ 道営住宅整備に係る外構工事の諸経費（共通費）の算定について

道におきましては、これまで道営住宅整備に係る外構工事の諸経費（共通費）の算定にあたり、公共住宅事業者等連絡協議会（事連協）の「公共住宅屋外整備工事積算基準」を適用してきたところですが、このたび、平成25年4月1日以降に入札を執行する工事から「北海道建設部土木工事積算要領」を適用して諸経費を算定することとしました。